

## 天川村公告第2号

### 入札公告

大峯奥駟道風倒木伐採業務の委託契約について、次のとおり一般競争入札を下記のとおり行うので、天川村契約規則（昭和39年規則第6号）第3条の規定により次のとおり公告します。

令和元年7月2日

天川村長 車谷重高

#### 1. 競争入札に付する業務等

- |             |  |
|-------------|--|
| (1) 業務番号    | 地政第1-1号  |
| (2) 業務名     | 大峯奥駟道風倒木伐採業務   |
| (3) 業務場所    | 奈良県吉野郡天川村内   |
| (4) 業務内容    | 大峯奥駟道上に倒れた風倒木の伐採及び撤去並びに風倒木を迂回するために自然に出来上がりつつある迂回路上への障害物設置（風倒木を利用する）。 |
| (5) 履行期限    | 令和元年9月30日  |
| (6) 予定価格    | 7,153,920円（消費税8%含む）  |
| (7) 最低制限価格  | 無  |
| (8) 入札方法    | 一般競争入札   |
| (9) 契約締結予定日 | 令和元年7月22日予定。   |
| (10) 支払条件   |  |
| ① 前払金       | 無  |
| ② 中間前払金     | 無  |
| ③ 部分払       | 無  |

#### 2. 応募形態

単独企業による

#### 3. 入札参加要件

入札に参加できる者は、次のすべての事項に該当する者とする。

- (1) 本業務で必要とする資格を有し、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、この業務に係る一般競争入札参加資格の確認を受けた者が、この入札に参加することができます。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく資格制限に該当しない者。
- (3) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 確認基準日及びその後入札執行日までの間において、奈良県建設工事指名停止等措置を受けていない者であること。
- (8) 単独企業は次のとおりとする。
- ①奈良県内に本店又は営業所を有していること。
  - ②平成23年4月1日以降、公的機関（国（独立行政法人及び公団を含む）、地方公共団体）から同種の業務を受注した実績を有していること。  
※同種の業務とは、森林整備のうち「倒木伐採業務」を指す。
  - ③本業務の従事者は、本業務で必要とする資格を有していること。
  - ④入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

#### 4. 一般競争入札参加資格の確認の手続き

この業務委託の入札に参加しようとする業者は、あらかじめ村長が定める様式により、競争入札参加資格確認申請書及びその添付書類を書面により1部提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

##### (1) 申請書等の配布

###### ① 交付方法

〒638-0392 奈良県吉野郡天川村大字沢谷 60 番地 天川村役場  
地域政策課

又は天川村ホームページ([URL:http://www.vill.tenkawa.nara.jp](http://www.vill.tenkawa.nara.jp))

##### (2) 申請書等の受付

###### ① 参加申込書等方法及び期間

- ・ 信書による提出：公告日から令和元年7月9日（火）必着のこと。
- ・ 持参による提出：公告日から令和元年7月9日（火）17時まで。

持参による提出は、土曜、日曜、祝日等、天川村の休日を定める条例（平成元年天川村条例第32号）に定める休日を除く、毎日午前9時から午後4時まで。（正午から午後1時までを除く。）

###### ② 場所

〒638-0392 奈良県吉野郡天川村大字沢谷 60 番地 天川村役場  
地域政策課

###### ③ 提出部数

各1部

##### (3) 入札参加申込みの回答の通知

入札参加申込書の回答については、令和元年7月11日（木）までに親書により発送します。

##### (4) その他

- ① 申請書及び資料作成に要する費用は、提出者の負担とします。
- ② 提出された申請書等は返却しません。また提出期限の日以降における申請書等書類の差し替え及び再提出は認めません。
- ③ 指名を受けた入札参加者が入札執行までに第3の条件を満たさなくなった場合は、入札辞退届を提出させ、又は、提出したものとみなすことがあります。

## 5. 入札説明書、仕様書等の貸与

- (1) 本業務に関して仕様書閲覧及び現場説明は行いませんので、競争入札参加資格確認申請のあった者に対して、天川村地域政策課より入札説明書、仕様書等のCDの貸与、又はFAXにて電子メールアドレスを記載して請求頂ければ、同データを電子メールにて送信します

① 日 時

令和元年7月2日(火)から平成元年7月16日(火)までの、土、日曜日を除く午前9時から午後4時

② 場 所

奈良県吉野郡天川村大字沢谷60番地  
天川村役場 地域政策課

- (2) 仕様書等について質疑がある場合には、その旨を記載した書面を次のとおりFAX送信して下さい。なお質疑がない場合もその旨を書面でFAX送信して下さい。

① 日時

令和元年7月11日(木)～7月15日(月)  
午前9時から午後4時まで

② FAX送信先

天川村役場地域政策課(住所:奈良県吉野郡天川村沢谷60番地)  
FAX番号 0747-63-0329

- (3) 質疑に対しては、令和元年7月17日(水)午後4時00分までに順次FAXにて回答します。

- (4) 貸与を受けた仕様書等は入札執行前に返還してください。

## 6. 入札執行の日時及び場所等

- (1) 日 時

令和元年7月19日(金)午前10時00分

- (2) 場 所

奈良県吉野郡天川村大字沢谷60番地  
天川村山村開発センター(2階 202会議室)

- (3) その他

競争入札の執行に当たっては、天川村長が競争入札参加申込資格のあることを確認した旨の回答書を持参してください。

## 7. 入札の方法等

- (1) 入札は持参によるものとし、郵便及び電送による入札は、取り扱いません。
- (2) 最低制限価格：本業務の入札については、最低制限価格を採用します。
- (3) 代理人をもって入札する場合は、その委任状を入札と同時に提出して下さい。
- (4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え変更し、又は取り消すことはできません。
- (5) 落札者の決定方法等

開札の結果により、入札書比較価格以内（最低制限価格を設けた場合は、最低制限比較価格以上入札書比較価格以内）で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札者の決定において、落札となるべき入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

なお、落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数ある時は、その端数の金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 8. 入札の無効

この公告に示した一般競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札及び入札者心得又は入札条件に違反した入札は、無効とします。

## 9. 入札保証金及び契約保証金

天川村契約規則（昭和39年3月31日 天川村規則第6号）に定めるところによります。

- (1) 入札保証金は、本業務の予定価格の100分の5以上とする。
- (2) 契約保証金は、本業務の契約金額の100分の10以上とする。
- (3) 入札保証金、契約保証金について、免除規定があります。

## 10. 問い合わせ先

不明な点については、次の場所に問い合わせてください。

奈良県吉野郡天川村大字沢谷 60 番地

天川村地域政策課

電話番号 0747-63-0321 FAX 番号0747-63-0329